

豊中市立郷土資料館 博物館実習実施要綱

(目的)

第1条 豊中市立郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）は、博物館に関する人材を育成する役割を担い、次世代の学芸員を育てることを目的とし、短期大学、大学、大学院等（以下「教育機関」という。）に在籍する学生（以下「学生等」という。）の博物館実習を受け入れるものとし、本要綱において、受け入れに必要な事項を定める。

(博物館実習生)

第2条 郷土資料館において博物館実習に参加する学生等（以下「実習生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 教育機関で学芸員資格取得課程を履修しており、学外実習へ出るための単位を既に取得している者、又は実習時までに取得見込みの者
- (2) 博物館法施行規則第2条に基づき、郷土資料館を博物館に相当する施設として指定した施設に準ずると認めた教育機関に在籍する者
- (3) 考古・歴史・民俗など人文系科学を専攻する者
- (4) 実習の全日程に参加する者
- (5) 自宅から公共交通機関で通える範囲に居住している者

(受入手続き等)

第3条 教育機関は、当該教育機関に在籍する学生等が郷土資料館における博物館実習を希望するときは、教育委員会に対して実習の申込みを行うものとする。

2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、その内容が次の各号に適合するかどうかを勘案して受け入れの可否を決定し、教育機関に通知する。

- (1) 希望する実習の内容が、郷土資料館の業務内容と合致していること。
- (2) 郷土資料館の業務に支障がないこと。

(実習担当者等)

第4条 郷土資料館長は、実習を円滑かつ適切に実施するため、館内の職員のうちから、実習担当者を指名するものとする。

2 実習担当者は、博物館実習の目的に基づき、実習の期間、内容等を定めた実習プログラムを作成するものとする。

3 郷土資料館長は、実習生が在籍する教育機関から実習に関する所見を求められた場合は、これに応じるものとする。この場合において、郷土資料館長は、実習担当者に意見を求めるものとする。

(服務)

第5条 実習生は、博物館実習の期間中、市の職員が遵守すべき法令等並びに実習担当者の指導及び監督に従わなければならぬ。

2 実習生は、病気その他の理由により実習に参加できないときは、あらかじめ、実習担当者を通じて教育委員会にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ連絡できないときは、その理由が止んだ後直ちに連絡しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 実習生は、実習期間中に知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。ただし、公開されているもの又は教育委員会がその公開に同意したものについては、この限りではない。

2 実習生は、実習期間の終了後においても前項の規定を遵守しなければならない。
3 教育委員会は、実習期間中に知り得た実習生の情報を他に漏らさないものとする。ただし、教育機関より実習に関する所見を求められた場合においては、この限りではない。
4 教育委員会は、実習期間終了後においても前項の規定を遵守するものとする。

(実習生の身分)

第7条 教育委員会は、実習生が教育機関の学生の身分を有したまま受け入れるものとする。

(報酬等の不支給)

第8条 教育委員会は、実習生に対し、原則として報酬、賃金、手当、旅費、食費その他実習に伴ういかなる金品も支給しない。

(実習の中止)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第5条・第6条の規定に違反したときその他実習を継続することが困難であると認めるとき。
(2) 地震、水害等の災害、その他実習を継続することにより教育委員会の業務に支障が生じ、又はそのおそれがあると認める事象が発生したとき。
(3) 前2号に定めるもののほか、博物館実習の目的を達成することが困難であると認めるとき。
2 教育委員会は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を実習生及び当該実習生が在籍する教育機関に通知するものとする。

(災害補償・損害賠償等)

第10条 実習生が在籍する教育機関又は実習生は、傷害保険及び損害賠償保険に加入しなければならない。

- 2 実習期間中における事故に関しては、その原因が明らかに市に起因している場合を除き、市はいかなる補償も行わない。
- 3 実習生が故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責めを負った場合は、教育機関及び実習生は、当該賠償により市が被った損害を補填しなければならない。

(施行細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、博物館実習に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）6月1日から実施する。